

筑西広域市町村圏事務組合消防本部に関する規則

昭和 48 年 4 月 1 日

規則第 1 号

改正 昭和 48 年 9 月 7 日規則第 1 号 平成 8 年 4 月 1 日規則第 3 号
平成 10 年 3 月 20 日規則第 3 号 平成 19 年 3 月 29 日規則第 3 号
平成 20 年 3 月 28 日規則第 8 号 平成 23 年 9 月 15 日規則第 7 号
平成 29 年 2 月 9 日規則第 1 号 令和元年 12 月 27 日規則第 5 号
令和 3 年 10 月 22 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 10 条第 2 項の規定により、筑西広域市町村圏事務組合消防本部（以下「本部」という。）の組織について必要な事項を定めるものとする。

(本部規則)

第 2 条 本部の業務及び運営について、別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(本部組織と分掌事務)

第 3 条 本部に次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げるグループを置く。

課名	グループ名
総務課	企画グループ、財政グループ
予防課	予防グループ、調査グループ、危険物グループ
警防課	消防救助グループ、救急グループ
管理統制課	指揮情報グループ

- 2 前項の課及びグループの分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 前項のほか、臨時又は特別の事務の分掌は消防長が定め、この規則で定める組織により処理し難いものについては、別に必要な組織を設けて処理させることができるものとする。
- 4 所掌の明らかでない事務の分掌は、課においては課長、課相互間では消防長の裁定するところによる。

(消防長)

第 4 条 本部に消防長を置く。

- 2 消防長は、消防の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

(消防次長)

第 5 条 本部に消防次長を置く。

(職制)

第 6 条 課に課長及び副参事、グループにグループ長、係長、主任及び係員を置き、管理統制課に指揮隊長を置くことができる。

2 消防長は、前条及び前項に定める職について、兼務させることができる。

(職務)

第7条 消防次長は、消防長を補佐し、消防長に事故があるときは、その職務を代理する。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副参事及び指揮隊長は、上司の命を受け、所掌事務及び特に命じられた事務を掌理し、課長を補佐する。

4 グループ長は、上司の命を受け、グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 係長は、上司の命を受け、グループの事務を処理する。

6 グループの職員は、上司の命を受け、分掌事務を処理する。

(職務の代理)

第8条 消防長及び消防次長に事故があるときは、前任の上級者が、その職務を代理する。

(課及びグループ間の協力)

第9条 課長及びグループ長は、その分掌事務を現に所属する職員だけでは完結できないと認めるときは、上司の指揮を受け、他の課及びグループに協力を求めてその完結を期さなければならない。

2 課長、グループ長及び係長並びに主任は、相互に協力補助し、事務の進捗に努めなければならない。

(警報接受)

第10条 消防長及び消防署長は、水火災その他非常災害による一切の警報を的確に受領し、その警報に即応する消防隊の迅速な出動に努めなければならない。

(巡視)

第11条 消防長は消防署、分署及び出張所の人員、建物及び附属物、消防機械器具その他の備品並びに勤務文書記録の状況等について巡視点検しなければならない。

(証人)

第12条 消防職員は、証人、鑑定人等となり職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、消防長の許可を受けなければならない。この場合において発表した事実を消防長に速やかに報告するものとする。

(寄附金贈物等)

第13条 消防職員は、消防長の許可を得ないで消防施設又は消防資産の維持のために、寄附金、贈物、義えん金等を受けてはならない。

2 消防職員は前項について申出があった場合は、筑西広域市町村圏事務組合寄附採納事務取扱規程（平成29年訓令第5号）に基づき、処理しなければならない。

(火災予防)

第14条 消防長は火災予防業務については、別に定めるものとする。

(通則)

第15条 消防の救急、救助事務について必要な事項は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、消防長が別に定める。

(委任)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日規則第 3 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 3 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 8 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 15 日規則第 7 号）

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 9 日規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 27 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 22 日規則第 7 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

課名	グループ名	分掌事務
総務課	企画グループ	(1) 消防施設、消防用財産の建設、設置、管理に関すること。 (2) 組織、制度及び消防関係例規に関すること。 (3) 消防事務の企画及び管理に関すること。 (4) 公印の管守及び文書に関すること。 (5) 関係機関との情報連絡に関すること。 (6) 職員の任免、昇任、昇格、配置、服務、分限、懲戒、表彰、教育、その他の人事に関すること。 (7) 公務災害補償及び補償補てんに関すること。 (8) 消防職員委員会に関すること。 (9) 総務の統計に関すること。 (10) 総務に関する調査研究及び教養に関すること。 (11) 他の課に属しないこと。
	財政グループ	(1) 予算及び経理に関すること。 (2) 職員の給与に関すること。 (3) 貸与品等に関すること。 (4) 職員の健康管理及び福利厚生に関すること。 (5) 職員の共済組合及び総合事務組合に関すること。
予防課	予防グループ	(1) 火災の予防に関すること。 (2) 予防査察及び指導に関すること。 (3) 建築確認等の同意に関すること。 (4) 消防用設備等の設置及び指導に関すること。 (5) 予防の統計に関すること。 (6) 防火管理者に関すること。 (7) 少量危険物及び指定可燃物の火災予防措置に関すること。 (8) 液化石油ガス等貯蔵取扱施設の保安上の措置に関すること。 (9) 防火対象物定期点検報告制度に関すること。 (10) 防火対象物の表示制度及び消防法令適合通知書交付に関すること。
	調査グループ	(1) 火災調査に関すること。 (2) 防火思想の普及に関すること。 (3) 広報広聴及び報道対応に関すること。 (4) 情報公開及び個人情報全般に関すること。 (5) 危険物取扱者に関すること。 (6) 防火保安団体に関すること。 (7) 予防に関する調査研究及び教養、訓練、教育に関すること。

	危険物グループ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物製造所等の許認可に関すること。 (2) 危険物製造所等の火災予防措置に関すること。
警防課	消防救助グループ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 車両、消防機器の整備及び管理に関すること。 (2) 消防用油脂類及び消火薬剤に関すること。 (3) 機関員の技能管理及び認定に関すること。 (4) 救助に関すること。 (5) 防災の事務に関すること。 (6) 消防救助の統計に関すること。 (7) 消防救助に関する調査研究及び教養、訓練、研修、教育に関すること。
	救急グループ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急に関すること。 (2) 筑西広域メディカルコントロール協議会に関すること。 (3) 筑西広域管内応急手当普及啓発活動実行委員会に関すること。 (4) 医療機関等との連携、連絡に関すること。 (5) 救急の統計に関すること。
管理統制課	指揮情報グループ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部の設置運営に関すること。 (2) 消防相互応援及び緊急消防援助隊に関すること。 (3) 災害活動における指揮、通信及び水利の統制に関すること。 (4) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (5) 出場隊の編成及び追加出場指令に関すること。 (6) いばらき消防指令センターの事務に関すること。 (7) 火災警報及び気象情報の収集並びに伝達に関すること。 (8) 開発行為に関すること。 (9) 地理及び水利の調査に関すること。 (10) 防災行政無線及び市民メールに関すること。 (11) 消防通信連絡及び災害即報に関すること。 (12) 緊急通報システムの調整及び運営管理に関すること。 (13) 通信機器の整備及び管理、情報共有端末装置の各種データベースに関すること。 (14) 非常招集に関すること。 (15) 小型無人航空機に関すること。 (16) 消防の統計に関すること。 (17) 指揮情報に関わる調査研究及び教養、訓練、教育に関すること。